

～海外情報～

2012年1月12日 全9頁

# UK フィニッシュ、海外オペレーションは除外？

ロンドンリサーチセンター  
鈴木利光

## ICB 最終報告に対する政府見解：リングフェンス規制の適用除外も検討

### [要約]

- 2011年12月19日、英国政府は、独立銀行委員会（ICB）による、金融の安定化と競争を促進するための改革案の最終報告に対する正式なレスポンス（政府レスポンス）を公表している。
- 政府レスポンスは、正式なコンサルテーションではなく、諮問機関である ICB の最終報告に対する英国政府のイニシャル・ビューを示すものである。英国政府は、2012年春に正式なコンサルテーション文書（ホワイトペーパー）を公表することとしている。
- 政府レスポンスは、ICB の最終報告の提案に概ね同意しつつ、若干の緩和を検討している。
- まず、政府レスポンスは、ICB の結論をくつがえし、リングフェンス規制に対する一定の適用除外を設ける必要性を再検討する意向を示している。
- 適用除外の対象としては、納税者負担による救済（ベイルアウト）を必要としない規模の銀行を想定している。
- そして、政府レスポンスは、「UK フィニッシュ」、すなわち PLAC（Primary Loss-Absorbing Capacity）の維持要求に関して、グループ（連結）単位で適用されるとする ICB の提案に同意しつつ、UK の納税者に対するリスクを喚起しない（と銀行が証明できる）海外オペレーションについては、その適用を除外することを認める意向を示している。
- すなわち、これらの海外オペレーションの自己資本規制は、バーゼル委による国際基準の遵守を定める EU 自己資本規制（CRD）その他のローカル基準に従えば足りるとしている。
- なお、英国政府のホワイトペーパーは、EU の危機管理枠組みに関する法案、および FSA のリビング・ウィルに関する最終ルールとの間に密接な相互関連性を有することから、これらの規制イニシアティブと合わせて検証すべきものといえよう。

## [目次]

<b>1. はじめに</b> .....	2
<b>2. リングフェンス</b> .....	3
<b>3. 損失吸収力の強化</b> .....	4
<b>4. 実施コストおよび経済的影響</b> .....	8
<b>5. ネクストステップ</b> .....	8
<b>6. おわりに</b> .....	8

## 1. はじめに

英国政府、ICB最終報告への正式レスポンスを公表

2011年12月19日、英国政府は、独立銀行委員会(ICB: Independent Commission on Banking)による、金融の安定化と競争を促進するための改革案の最終報告(2011年9月12日公表)に対する正式なレスポンス(政府レスポンス)を公表している<sup>1</sup>。

×正式なコンサルテーション

政府レスポンスは、正式なコンサルテーションではなく、諮問機関であるICBの最終報告に対する英国政府のイニシャル・ビューを示すものである。英国政府は、政府レスポンスに対するコメントを2012年3月12日まで受け付けており、2012年春に正式なコンサルテーション文書(ホワイトペーパー)を公表することとしている(後述5.参照)<sup>2</sup>。

○イニシャル・ビュー

ICB:「リングフェンス」および損失吸収力の強化

ICBの最終報告における金融の安定化を促進するための改革案の骨子は、UKリテール・バンキングのリングフェンス<sup>3</sup>(以下、単に「リングフェンス」という)および損失吸収力の強化である<sup>4</sup>。

本稿では、政府レスポンスのうち、リングフェンス、損失吸収力の強化、そしてICBが提案する銀行規制改革の実施コストおよび経済的影響に関連する部分の概要を簡潔に紹介するものとする。

1 英国財務省ウェブサイト参照 ([http://www.hm-treasury.gov.uk/press\\_145\\_11.htm](http://www.hm-treasury.gov.uk/press_145_11.htm))

2 ホワイトペーパー公表後の一般的な法制化プロセスとしては、法案(Draft Bill)、最終ルール(Bill)という流れが想定されている。法案は、ホワイトペーパーと同時に公表される可能性がある。今回の政府レスポンスは、ホワイトペーパーのイントロダクションという性格を有するものといえよう。

3 リングフェンスとは、一般的に、バンキング(銀行業務)において、UKリテール・バンキングを、インベストメント・バンキングから分離することをいう。

4 リングフェンスを含む、ICBの最終報告における金融の安定化を促進するための改革案の概要については、以下のレポートを参照されたい。

◆大和総研レポート「英国、最大で17%から20%の自己資本比率要求へ」(鈴木利光)[2011年10月14日]

## 2. リングフェンス

### (1) アイデアには概ね同意

政府レスポンスは、ICB の最終報告におけるリングフェンスの目的<sup>5</sup>、適用範囲<sup>6</sup>、そしてデザイン（「ロケーション（バンキングの所在）」および「高さ（分離の程度）」）には概ね同意している。

### (2) 強制サービスの範囲の拡大を検討

強制サービス&禁止サービスの詳細な定義は立法化されず

法制化のプロセスにあたって、政府レスポンスは、リングフェンスの「ロケーション」（いずれのバンキングがリングフェンス銀行<sup>7</sup>にて行われることを強制されるか、禁止されるか、または許容されるかという問題）<sup>8</sup>に関しては、強制サービスと禁止サービスを詳細に定義することはせず、それらの性質を列挙するにとどめる意向を示している。

家計およびSMEへの信用供与も強制サービスとすべきかを検討

強制サービスの例として、ICB の最終報告は、（欧州経済領域（EEA）<sup>9</sup>内の）個人および中小企業（SME）からの預金預入（オーバードラフトあり）を挙げている。政府レスポンスは、これらに加えて、（ICB の最終報告では許容サービスの例に挙げられている）家計および SME への信用供与も強制サービスとすべきかという点につき、更なる検討をするとともに、別の機会でコンサルテーションにかかる意向を示している。

資産と負債のミスマッチ⇒リングフェンス銀行の「価値」を損なう

この理由として、政府レスポンスは、個人および SME からの預金預入を強制サービスとしながら、これらにマッチングする資産である、個人および SME への信用供与を許容サービスとすることは、リングフェンス銀行における資産と負債のミスマッチをもたらす可能性があり、こうしたミスマッチは（例えば破綻処理の際にその買収を検討するバイヤーからみた）当該リングフェンス銀行の「価値」を損なうこととなる点を挙げている。

ノンバンクによる信用供与も強制サービスに？

仮にこれが実現することとなった場合、ノンバンク<sup>10</sup>による信用供与まで強制サービスに該当するののかという疑問が生じる。預金業務を行わないノンバンクの信用供与が強制サービス、すなわちリングフェンス銀行のみが行うことができるバンキングに該当するというのは、違和感があると言わざるをえない。政府レスポ

5 ICB によると、リングフェンスの目的は、バンキングのうち、その継続的な提供が経済および当該銀行の顧客にとって不可欠なサービスを、その他のバンキングに付随する事象の影響から保護し、当該銀行の破綻時にも維持するべく、分離することにある。ICB は、この目的を達成すべく、リングフェンスが、納税者負担なき破綻処理、家計および SME へのサービスの保護、政府保証の削減というミッションを最低コストで遂行するようデザインされるべきであるとしている。

6 ICB によると、リングフェンスの適用範囲は、「UK の銀行（ビルディング・ソサイエティを含む）」である。これには、銀行グループ（ヘッドクォーターの所在を問わない）の UK 子会社も含まれるが、UK 銀行グループの海外子会社は含まれない。

7 本稿では、銀行のうち、リングフェンスされた UK リテール・バンキングを行う銀行を「リングフェンス銀行」、それ以外の銀行を「ノン・リングフェンス銀行」と表記するものとする。

8 本稿では、リングフェンス銀行にて行われることが強制されるバンキングを「強制サービス」、禁止されるバンキングを「禁止サービス」、そして許容されるバンキングを「許容サービス」と表記するものとする。

9 欧州経済共同体（EEC）と欧州自由貿易連合（EFTA）にまたがる経済領域をいう。両者は、1972 年に自由貿易協定を締結し、さらに 1994 年 1 月には、双方にまたがる広範な共同市場を目指す欧州経済領域（EEA）を発足させている。欧州連合（EU）27 カ国にノルウェー、アイスランド、リヒテンシュタインを加えた計 30 カ国によって構成される。

10 本稿で「ノンバンク」という場合、預金業務を行わない金融機関を総称するものとし、消費者金融やリースにその範囲を限定しないものとする。

ンスは、この点について、ノンバンクによる信用供与を止めさせる意図はないと述べるにとどめている。

### (3) 適用除外の新設を検討

ICB：リングフェンスの適用除外は設けず

ICBの最終報告は、リングフェンス規制の適用除外を設ける必要性を慎重に検討した結果、それを不要としている。

適用除外の必要性を再検討

これに対し、政府レスポンスは、リングフェンス規制に対する一定の適用除外を設ける必要性を再検討する意向を示している。

適用除外の対象を決める3つのアプローチ

政府レスポンスは、リングフェンス規制の適用除外の対象を決める方法として、以下の3つのアプローチを挙げている。

- ① 一定の規模を下回る銀行を除外
- ② 禁止サービスの取引量が少ない銀行（規模を問わない）を除外
- ③ 一定の閾値（スレッシュホールド）を下回る個別の取引を除外

①ベイルアウトを要しない規模の銀行

①では、納税者負担による救済（ベイルアウト）を必要としない規模の銀行が想定されている。

②リングフェンスの目的を著しく阻害しない取引量の禁止サービスを行う銀行

②の背景には、リングフェンス銀行による少量の禁止サービスの提供は、リングフェンスの目的を著しく阻害するものではないという議論がある。したがって、ここでは、リングフェンスの目的を著しく阻害しない程度の取引量の禁止サービスを行う銀行が想定されている。

①の採用が現実的か

政府レスポンスは、上記3つのアプローチをすべて検討するとしつつも、現状では、①の採用に傾いていることを明らかにしている。というのは、②には「取引量」が時間をかけて徐々に拡大していくおそれがあり、③には「スレッシュホールド」を下回る規模に禁止サービスを分断することでリングフェンス規制を回避することが可能になるという懸念があるためである。

## 3. 損失吸収力の強化

### (1) アイデアには概ね同意

政府レスポンスは、ICBの最終報告で提示された損失吸収力の強化のための手法、すなわち「リングフェンス・バッファー」、「レバレッジ比率」、「ベイルイン」、「PLAC (Primary Loss-Absorbing Capacity)」、「破綻処理バッファー」、そして「預金者優先」には概ね同意している。

## (2) リングフェンス・バッファ：国際議論との整合性に留意

ICB：G-SIBsサーチャージとの整合性⇒いずれか高いほうのみを適用

ICB の最終報告は、「グローバルにシステム上重要な銀行（G-SIBs：Global Systemically Important Banks）」に対する資本サーチャージ（G-SIBs サーチャージ：1%～2.5%）<sup>11</sup>とリングフェンス・バッファの整合性については、いずれか高いほうのみを適用するという提案をしている。政府レスポンスはこれに同意している。

ICB：D-SIBsサーチャージとの整合性⇒明らかにしておらず

もともと、今後金融安定理事会（FSB）および/またはバーゼル銀行監督委員会（バーゼル委）、ひいては欧州委員会から提案されるであろう、「国内においてシステム上重要な銀行（D-SIBs：Domestic Systemically Important Banks）」に対する資本サーチャージ（D-SIBs サーチャージ）とリングフェンス・バッファの整合性については、ICB の最終報告では明らかにされていない。

今後の議論との整合性に留意

そこで、政府レスポンスは、G-SIBs には該当しないリングフェンス銀行<sup>12</sup>に対して賦課するリングフェンス・バッファの算出方法については、D-SIBs サーチャージの議論との整合性に留意する意向を示している。

## (3) ベイルイン：国際議論との整合性に留意

EUの危機管理枠組みの最終形態に依存

政府レスポンスは、ICB の最終報告におけるベイルイン<sup>13</sup>の提案に同意しつつ、その法制化はEU の危機管理枠組み（EU crisis management framework）の最終形態にベイルインが含まれていることが前提であるとしている。

法案の公表が間近

現時点におけるEU の危機管理枠組みの最新の進捗は、欧州委員会によるコンサルテーション文書、「TECHNICAL DETAIL OF A POSSIBLE EU FRAMEWORK FOR BANK RECOVERY AND RESOLUTION」（2011年1月6日公表）であり、ここではベイルインの導入が検討されている<sup>14</sup>。今後数ヶ月のうちに、欧州委員会による法案が公表される見込みである。

破綻処理基金（Resolution Funds）の徴収に反対

なお、EU の危機管理枠組みに関するコンサルテーション文書では、破綻処理費用の調達方法として、危機管理枠組みの対象となる金融機関から事前に（不足があれば事後的にも）徴収する破綻処理基金（Resolution Funds）を充当することが提案されているが、政府レスポンスはこれを支持しない意向を示している。

銀行税（Bank Levy）との重複（二重課税）に対する懸念あり？

政府レスポンスは、この理由として、金融機関に対する過度の負担がもたらさうるデレバレッジや経済成長への悪影響の懸念を挙げている。これらに加えて、英国政府としては、2011年1月1日より実施している銀行税（Bank Levy）<sup>15</sup>との

11 金融安定理事会（FSB）とバーゼル銀行監督委員会（バーゼル委）の提案によるG-SIBs サーチャージの概要については、以下のレポートを参照されたい。

◆大和総研レポート「システム上重要な銀行に対する上乗せ資本規制の概要」（金本悠希）[2011年11月9日]

12 2011年11月に暫定的に選定されたG-SIBs（29行）には、英国からは、4大銀行（Barclays、HSBC、Lloyds Banking Group（LBG）、Royal Bank of Scotland（RBS））がリストアップされている。

13 ベイルインに係る国際的な議論の概要については、以下のレポートを参照された。

◆大和総研レポート「金融機関の破綻処理に関する国際的枠組みの創設」（金本悠希）[2011年11月22日]

14 EU の危機管理枠組みに関するコンサルテーション文書（2011年1月6日公表）の概要については、以下のレポートを参照されたい。

◆大和総研レポート「英国、リテール銀行部門に資本サーチャージ？」（鈴木利光）[2011年4月28日]

15 英国の銀行税（Bank Levy）の概要については、以下のレポートを参照されたい。

◆大和総研レポート「英国の銀行税、2011年分の軽減税率を廃止」（鈴木利光）[2011年2月14日]



重複（二重課税）を懸念している可能性もあるものとする。

#### (4) PLAC：海外オペレーションへの適用除外を検討

「UKフィニッシュ」	ICBの最終報告におけるPLACの提案は、リングフェンスの提案ともあいまって、「UKフィニッシュ」とでも呼べるような、独自の様相を呈している。
D-SIBsサーチャージの議論との整合性に留意	政府レスポンスは、第2ランクの銀行 <sup>16</sup> に対するPLACの設定（ICBの最終報告は「10.5%以上17%以下（スライド）」を提案）については、前述のリングフェンス・バッファと同様の議論、すなわちD-SIBsサーチャージの議論との整合性に留意する意向を示している。
UKの納税者に対するリスクを喚起しない海外オペについてはUKフィニッシュの適用を除外か	そして、政府レスポンスは、UKフィニッシュがグループ（連結）単位で適用されるとするICBの最終報告の提案に同意しつつ、UKの金融の安定、ひいてはUKの納税者に対するリスク（納税者負担による救済（ペイルアウト）を生じさせるリスク）を喚起しない（と銀行が証明できる）海外オペレーションについては、その適用を除外することを認める意向を示している。すなわち、これらの海外オペレーションの自己資本規制は、バーゼル委による国際基準 <sup>17</sup> の遵守を定めるEU自己資本規制（CRD：Capital Requirements Directive） <sup>18</sup> その他のローカル基準（管轄内の自己資本規制）に従えば足りるとしている。
「必要性がないこと」と「UK規制当局の管轄外であること」が理由か	政府レスポンスは、この理由として、UKの納税者に対するリスクを喚起しない海外オペレーションに対してまで追加的な自己資本を賦課する必要性がないこと、そしてこのような海外オペレーションにまで追加的な自己資本を賦課することはUK規制当局が自国銀行の海外オペレーションの救済（ペイルアウト）に対する責めを負うという一般的な印象を強めるリスクがあることを挙げている。
UK銀行のレベル・プレイング・フィールドを確保	政府レスポンスは、このような適用除外を設けることにより、金融サービスの国際市場におけるUK銀行のレベル・プレイング・フィールド（公平な競争条件）を確保することが可能となるとしている。
FSBのレコメンデーションに合致	また、政府レスポンスは、このような適用除外を設けることが、管轄規制当局（本国当局および受入国当局）間において個別のクロスボーダーなG-SIBsに関する協力合意（破綻処理手続における役割と責任等を規定）を締結すべきであるとするFSBのレコメンデーション <sup>19</sup> に合致するものであるとしている。

16 2.5%を下回る G-SIBs サーチャージが適用される UK ヘッドクォーターの G-SIBs、およびリスクアセット（RWAs：Risk-Weighted Assets）の対 UK GDP 比が 1%以上 3%以下のリングフェンス銀行をいう。なお、第1ランクの銀行（ICBの最終報告はPLACを「17%以上」と設定する旨提案）とは、2.5%のG-SIBsサーチャージが適用されるUKヘッドクォーターのG-SIBs、およびRWAsの対UK GDP比が3%以上のリングフェンス銀行をいう。

17 2013年1月1日から適用が開始されるバーゼルⅢの概要については、以下のレポートを参照されたい。

◆大和総研調査季報 2011年 春季号 Vol.2「バーゼルⅢ最終規則とジョイント・フォーラム報告書『リスク合算モデルの発展』の概要」（菅谷幸一）

◆大和証券キャピタル・マーケットレポート「バーゼル3の詳細ルール公表」（瀧文雄）[2010年12月17日]

◆大和総研レポート「バーゼル新規制、概要固まる<訂正版>」（吉井一洋）[2010年9月14日]

18 CRDの第4弾の法案（CRD IVドラフト）の概要については、以下のレポートを参照されたい。

◆大和総研レポート「EU、バーゼルⅢ導入の法案公表（CRDIV）」（鈴木利光）[2011年8月2日]

19 FSBによる破綻処理枠組みのレコメンデーションについては、以下のレポートを参照されたい。

◆大和総研レポート「金融機関の破綻処理に関する国際的枠組みの創設」（金本悠希）[2011年11月22日]

**適用除外の方法：PLACの算定からRWAs（分母）および自己資本（分子）をともに除外？**

なお、政府レスポンスでは、UK フィニッシュの適用除外の方法が明らかにされていない。もっとも、前述したように、政府レスポンスは、適用除外を受ける海外オペレーションの自己資本規制は、管轄内の自己資本規制に従えば足りるとしている。このことから、当該海外オペレーションは、（ブランチを含まない、）独立の子会社であることが想定されているものと考えられる。したがって、UK フィニッシュの適用除外の方法は、PLAC の算定から、適用除外を受ける海外オペレーションの RWAs（分母）および自己資本（分子）をともに除外するというものとなる可能性が考えられる。

**適用除外を受けるための手続：管轄規制当局間の協議が適用除外享受の手続に介在か**

そして、政府レスポンスでは、銀行が UK フィニッシュの適用除外を受けるための手続、すなわちその海外オペレーションが「UK の納税者に対するリスクを喚起しない」と証明する方法についても明らかにされていない。報道によると、この方法には、管轄規制当局間の協議が手続きとして含まれるであろうとされている<sup>20</sup>。政府レスポンスが FSB のレコメンデーションに言及していることから、妥当な予測であると思われる。

**ホワイトペーパーにて詳細を検討**

英国政府は、このような UK フィニッシュの適用除外について、2012 年春に公表する予定の正式なコンサルテーション文書（ホワイトペーパー）において詳細を検討することとしている。

#### (5) 破綻処理バッファー：「リビング・ウィル」の補完という位置づけに

**ICB：監督当局の裁量でPLACを最大3%拡張**

ICB の最終報告では、監督当局が、秩序立った破綻処理（orderly resolution）の実現可能性（resolvability）に懸念が認められる場合、UK ヘッドクォーターの G-SIBs、および RWAs の対 UK GDP 比が 1%以上のリングフェンス銀行に対し、PLAC を最大 3%加重する破綻処理バッファー（フォームは監督当局の裁量に委ねる）を賦課することができるとする旨の提案をしている。政府レスポンスはこれに同意している。

**リビング・ウィル（RRPs）との関連性にも言及**

政府レスポンスは、さらに踏み込んで、破綻処理バッファーと、いわゆる「リビング・ウィル（living wills）」（経営が危機に陥った場合に備えた再建・破綻処理計画（RRPs：Recovery and Resolution Plans））<sup>21</sup>との関連性にも言及している。

**実効的なRRPsがあれば破綻処理バッファーは不要**

すなわち、政府レスポンスは、すべての銀行が実効的なリビング・ウィル（RRPs）を策定することで破綻処理バッファーの賦課が不要と判断されることが理想であるとしている。

**破綻処理バッファー⇨RRPsの補完**

これを言い換えると、英国政府は、破綻処理バッファーをリビング・ウィル（RRPs）の補完として位置づけているということになる。

<sup>20</sup> CITY A.M. “HSBC gets loophole in Vickers proposals” [2011 年 12 月 20 日]参照

<sup>21</sup> リビング・ウィル（RRPs）に関する国際的な議論の概要については、以下のレポートを参照されたい。

◆大和総研レポート「金融機関の破綻処理に関する国際的枠組みの創設」（金本悠希）[2011 年 11 月 22 日]

## 4. 実施コストおよび経済的影響

ICB : Private Cost =  
£4bn~£7bn / Social  
Cost = £1bn~£3bn

ICBは、ICBの最終報告の提案を実施することによって銀行に生じる年間コスト（プライベート・コスト）を、40億ポンドから70億ポンドと見積もっている。そして、プライベート・コストがもたらすGDPへの影響（ソーシャル・コスト）を、10億ポンドから30億ポンド（GDPのおよそ0.1%から0.2%に該当）のGDP減（年間）と見積もっている。

Private Cost = £3.5bn  
~£8bn

これに対し、政府レスポンスは、プライベート・コストを、35億ポンドから80億ポンドと見積もっている。これは、ICBによる見積りと概ね合致しているといえる。

Social Cost = £0.8bn  
~£1.8bn

そして、政府レスポンスは、ソーシャル・コストを、8億ポンドから18億ポンド（GDPのおよそ0.07%から0.14%に該当）のGDP減（年間）と見積もっている。これは、ICBによる見積りと比較して若干低いものといえる。

税収減 = £300mn~  
£650mn

さらに、政府レスポンスは、このソーシャル・コストにより、3億ポンドから6.5億ポンドの税収減（年間）につながると見積もっている。

経済的メリット =  
£9.5bn

もっとも、政府レスポンスは、ICBの最終報告の提案を実施することで得られる金融の安定化により、95億ポンドのGDP増（年間）という経済的メリットがもたらされると見積もっている。

経済的メリット>>  
>...>コスト

このように、英国政府は、ICBの最終報告の提案を実施することで得られる経済的メリットは、そのコストを大きく上回るものと考えている。

## 5. ネクストステップ

ホワイトペーパー公  
表（2012年春）

英国政府は、2012年春に、正式なコンサルテーション文書（ホワイトペーパー）を公表することとしている。ホワイトペーパーには、ICBの最終報告の提案の実施方法が詳細に記述されることとなる。

リングフェンス：2015  
年5月までに法制化

また、英国政府は、リングフェンスの提案について、現政権の任期が満了する2015年5月までに法制化を完了させることとしている。

リングフェンス：法制  
化後、可及的速やかに  
実施

リングフェンスの対象となる銀行は、2015年5月までに行われる法制化ののち、可及的速やかにこれを実施することが求められる。英国政府は、銀行との協議のうえ、合理的な移行スケジュール（経過措置）を策定することとしている。

損失吸収力の強化：  
2019年1月までに実施

そして、英国政府は、損失吸収力の強化を、2019年1月までに実施することとしている。

## 6. おわりに

以上が、政府レスポンスのうち、リングフェンス、損失吸収力の強化、そしてICBが提案する銀行規制改革の実施コストおよび経済的影響に関連する部分の概要である。



## UKフィニッシュの適用除外が目玉

最も反響が大きかったのは、UK の納税者に対するリスクを喚起しない（と銀行が証明できる）海外オペレーションに対する UK フィニッシュの適用除外である。

この適用除外は、海外オペレーションを多数抱える HSBC におあつらえ向きの免責条項ではないか、という論調で報じられている<sup>22</sup>。この適用除外により、HSBC は 15 億ドルのコストをセーブすることが可能となると報じているものもある<sup>23</sup>。また、UK におけるリテール・オペレーションをもたない Standard Chartered についても、HSBC とともにこの適用除外の恩恵を受け得る銀行としてリストアップされている<sup>24</sup>。そして、英国政府は、この適用除外により、HSBC と Standard Chartered の両行のヘッドクォーター移転を防ぐことが可能になるだろうとも報じられている<sup>25</sup>。

これに対して、Barclays と RBS は、海外オペレーションを独立子会社の形態で展開していないことから、この適用除外の恩恵を受けることは難しいだろうと報じられている<sup>26</sup>。こうした報道からも、UK フィニッシュの適用除外の方法が、PLAC の算定から、適用除外を受ける海外オペレーションの RWAs（分母）および自己資本（分子）をとともに除外するというものとなる可能性が考えられよう（P6 参照）。

## EUの危機管理枠組みとFSAのリビング・ウィル（RRPs）に留意

なお、英国政府のホワイトペーパーの公表と平行して注目すべき規制イニシアティブは、EU の危機管理枠組みに関する法案（今後数ヶ月内に公表される見込み）と英国金融サービス機構（FSA）のリビング・ウィル（RRPs）に関する最終ルール（2012 年第 1 四半期に公表予定）<sup>27</sup>であろう。

## ノン・リングフェンス銀行をカバーする破綻処理枠組みの導入が不可欠

政府レスポンスは、ICB の最終報告の提案を実効的に実施するためには、投資業者（investment firms）や金融持株会社（financial holding companies）といったノン・リングフェンス銀行をカバーする破綻処理枠組みの導入が不可欠であるとしている。これは、EU の危機管理枠組みが対応すべき分野ということになる。

## リビング・ウィル（RRPs）の策定とリングフェンス規制の実施を同時に検討

そして、FSA のコンサルテーション・ペーパーによれば、UK の銀行と重要な投資業者は、最初のリビング・ウィル（RRPs）を（最終ルールにおける変更がない限り）2012 年 6 月までに策定・提出しなければならないが、銀行はリビング・ウィル（RRPs）を策定するうえで、これと（英国政府のホワイトペーパーにて提案されるであろう）リングフェンス規制の実施を同時に検討することになるだろう<sup>28</sup>。というのは、リビング・ウィル（RRPs）の策定には複雑なストラクチャーを秩序立った破綻処理の障害として浮かび上がらせる作用があり、リングフェンスはその障害を克服するための手段の一つといえるためである。

## 3つの規制イニシアティブに密接な相互関連性あり

このように、英国政府のホワイトペーパーは、EU の危機管理枠組みに関する法案、および FSA のリビング・ウィル（RRPs）に関する最終ルールとの間に密接な相互関連性を有することから、これらの規制イニシアティブと合わせて検証すべきものといえよう。

以上

22 the guardian “George Osborne has handed HSBC what looks like a get-out clause” [2011 年 12 月 19 日]参照

23 Bloomberg “HSBC May Save \$1.5 Billion on Loss-Absorbing Capital Requirement” [2011 年 12 月 19 日]参照

24 FT.com “Osborne grants big banks a concession” [2011 年 12 月 19 日]参照

25 CITY A.M. “HSBC gets loophole in Vickers proposals” [2011 年 12 月 20 日]参照

26 FT.com “Vickers reforms high on bank’s agendas” [2011 年 12 月 27 日]参照

27 UK におけるリビング・ウィル（RRPs）の規制イニシアティブの進捗については、以下のレポートを参照されたい。

◆大和総研レポート「英国、『リビング・ウィル』の実施へ」（鈴木利光）[2011 年 9 月 22 日]

28 FT.com “Vickers reforms high on bank’s agendas” [2011 年 12 月 27 日]参照